

市政

ありがとうございます

温かい寄附をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

市の施策のために

▼ブルースカイ ダンスパーティーから1万円
社会福祉のために

▼狭山市管工事業協同組合水友会から4万3千800円
▼Honda陸上競技部から12万8千500円

文化芸術振興のために
▼牛窪梧十氏から詩人吉野弘氏の書作品4点

固定資産の縦覧

縦覧できる方 ①令和2年度土地・家屋の固定資産税の納税者
②納税者から同意を得た同一世帯の方
③納税者から権限を委任された代理人 ※納税者本人は固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧も可

内容 地方税法の規定に基づく、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(日)、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
持参品 マイナンバーカードや

運転免許証などの本人確認ができる書類、印鑑(法人の場合は法人印か代表者印)、代理人の場合は納税者からの委任状
問合せ 資産税課へ内線1123

高等職業訓練促進給付金を支給

対象 次のいずれにも該当する方
▼市内在住のひとり親家庭の父母
▼国家資格などを取得するための修学期間が1年以上の資格養成機関に修学しているか、する予定の方

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、歯科衛生士、保育士、美容師など
支給期間 修業する全期間(上限36月、ただし資格取得に必須の場合に限り48月) ※所得制限あり。事前の相談が必要

支給額 ▼非課税世帯：月額10万円
▼課税世帯：月額7万5000円
問合せ こども支援課へ内線1536

ひとり親家庭などに児童扶養手当や医療費を支給

対象 市内在住で、次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある児童は23歳)

児童は20歳未満)を養育している方
▼父母が離婚
▼父か母が死亡
▼父か母に重度の障害がある
▼その他の理由で父母と生計を別にしていない ※医療保険加入、所得制限などの条件あり

支給対象 ▼児童扶養手当：申請月の翌月分から
▼医療費：原則申請日から

児童扶養手当の支給額(児童一人当たりの月額) ▼1人目：1万1200円～4万2千910円
▼2人目：5千700円～1万1400円加算
▼3人目以降：1人につき3千400円～6千800円加算
※支給額は3月末日現在
問合せ こども支援課へ内線1536

自立支援教育訓練給付金を支給

対象 市内在住のひとり親家庭の父母で、就業に結びつく指定教育訓練講座を修了した方
対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付の対象となる講座
か専門実践教育訓練給付の対象となる講座(医療事務、介護福祉士初任者研修など)

支給額 受講料の6割(雇用保険法による一般教育訓練給付金対象者はその額を除く) ※所得制限などの条件あり。事前の

相談が必要
問合せ こども支援課へ内線1536

遺児就学援助金などを支給

対象 交通事故や病気などの理由で、親権者の一方が双方を亡くした、市内在住の義務教育課程にある児童(遺児)の保護者
支給額 遺児一人当たり月額3千円、年2回図書カード
必要書類 戸籍謄本(死亡した方と遺児、保護者の関係が分かるもの)、保護者名義の預金通帳
問合せ こども支援課へ内線1539

水質検査計画を公表

市では、水道水が水質基準に適合していることを確認するための水質検査計画を、毎年度策定しています。2年度の内容は水道施設課とホームページでご覧いただけます。
問合せ 同課へ内線2336

募集

会計年度任用職員(学校事務職員)の登録者
勤務内容 学校事務全般

情報ガイド

- 市政
- 暮らす
- 学ぶ・楽しむ
- 募集
- 官公庁など

□主に市からのお知らせを掲載します
□「定員」は原則として先着順、「場所」の掲載がない場合は問合せ場所が会場、「費用」の掲載がないものは無料です
□公式ホームページではさらに多くの情報をご覧ください



勤務日時 週2～3日間、8時20分～16時35分頃

報酬 時給1千円程度

申込み 写真を貼った履歴書を持って教育総務課へ内線5632

学校支援ボランティア

対象 高校生以上で、小・中学校の授業や夏休み中のサマースクールを手伝っていただける方

(経験、資格不問)

申込み 学校支援ボランティアセンター(祝日を除く)月～金曜日の13時～16時へ ☎2927・1395

狭山グリーンティスタッフ

対象 市内在住・在勤・在学中で18歳以上35歳以下(2年4月1日現在。高校生を除く)で4月29日(例)開催予定の「狭山新茶と花い

っばいまつり」と7月7日(火)の「聖火リレー通過時のイベント」などに参加できる方
内容 茶娘衣装などを着用、イベントでの湯茶接待や狭山茶のPR
活動日数 2年度内の10日程度(日曜日、祝日を含む)



高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度です。支給対象者には、3月中旬に申請書を送付しますので、届いた方は保険年金課へお早めに申請してください。

ただし、平成30年8月～令和元年7月に他市町村から転入された方や、ほかの医療保険から後期高齢者医療制度に移られた方には、申請書が届かない場合があります。

なお、下記の支給要件を満たし、変更前の保険者が交付した「自己負担額証明書」を添付して申請すると支給されることがあります。

▶支給要件・支給額

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(8月1日～翌年7月31日)に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

所得区分	自己負担限度額	
① 現役並み所得者(被保険者証の負担割合が3割の方)	現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上の方)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満の方)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満の方)	67万円
② 一般所得者(①、③、④以外の方)	56万円	
③ 低所得者Ⅱ(世帯員全員が市民税非課税の方)	31万円	
④ 低所得者Ⅰ(③のうち世帯員全員の所得が0円【年金所得は控除額を80万円として計算】の方)	19万円	

※自己負担限度額は、医療費と介護保険サービスの合算額です。自己負担額には、食費・差額ベッド代などは含まれません

問合せ 保険年金課へ内線1575

暮らす

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産(妊娠85日以上の出産をい

募集人員 3～5名(選考あり)。選ばれた方には記念品を贈呈
申込み 3月27日(金)必着で、応募用紙(農業振興課に用意。ホームページからもダウンロード可)に写真を貼って、持参か郵送で同課内狭山市茶業協会事務局へ内線2531

狭山市ビジネスサポートセンターのプロジェクトマネジャー

対象 高いビジネスセンスを持ち、あらゆる相談に対応できる方
業務内容 中小企業、小規模事業者などが抱える経営課題の解決、売り上げ拡大に向けた支援など
公募期間 3月31日(火)まで
報酬月額 85万円 ※業務内容、申込方法などの詳細は、市と産業労働センターのホームページをご覧ください

問合せ 産業振興課へ内線2554

死産、流産、早産などを含まず)する際、出産予定日か出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間の保険料が免除となります。承認を受けた期間は保険料納付済期間として扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されません。
制度を利用するには届け出が必要ですが、平成31年2月1日以降に出産した国民年金第1号被保険者で、届け出が済んでいない方についても、遡って適用させていただきます。
対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 ※施行日平成31年4月1日。従来の保険料免除等の承認を受けている方を含む。任意加入者は除く
持参品 年金手帳かマイナンバーの分かるもの、身分証明書、印鑑、親子(母子)健康手帳 ※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と併せて親子関係を明らかにできる書類、死産の場合は死産証明書など
申込み 出産予定日の6か月前から保険年金課へ内線1057
問合せ 同課か所沢年金事務所へ ☎2998・0170